

地域インフラ群再生戦略マネジメント
宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託

質問に対する回答(その2)

- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・本回答は、令和8年5月8日に先行公表した第一次審査書類に関する内容を含め、令和8年4月30日までに寄せられた全ての質問に対して回答するものです。

令和8年5月15日
宇陀市

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」プロポーザル実施要領に関する質問回答書

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------|-----|-----|-----|--|----------------------------------|
| 1 | プロポーザル実施要領 | 2 | — | — | 最低制限価格は、無しという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | プロポーザル実施要領 | 3 | — | — | 企業グループとして参加の場合、会社法第2条第3の2号及び第4の2号の親会社等又は子会社等について 資本関係・人的関係等を有する企業との参加は認められるのでしょうか？ | 資本関係、人的関係等を制限する要件は設けておりません。 |
| 3 | プロポーザル実施要領 | 3 | (1) | — | 企業グループとして参加の場合、令和8・9年度宇陀市競争入札参加資格申請書の提出は、代表企業のみ提出が必要でしょうか？若しくは、構成員を含め参加企業の全ての会社の提出が必要でしょうか？ | 企業グループとして参加する場合、全ての構成員が満たしてください。 |
| 4 | プロポーザル実施要領 | 3 | (7) | — | 奈良県内に契約権限を委任されている営業所や事務所を有する企業は、参加可能(参加資格有)と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | プロポーザル実施要領 | 3 | (7) | — | 参加資格の「奈良県内に本店又は支店を有するもの」との記載について、ここでいう「支店」には営業所は含まれる認識でよろしいでしょうか。 | No.4の回答を参照ください。 |
| 6 | プロポーザル実施要領 | 3 | (7) | — | 奈良県内に本店または支店を有する者とありますが、本店、支店といった名称にかかわらず、奈良県内に事務所、営業所といった拠点を有する者と理解してよろしいでしょうか？ | No.4の回答を参照ください。 |
| 7 | プロポーザル実施要領 | 3 | (7) | — | (宇陀市公告第35号より抜粋)奈良県内に本店又は支店を有する者であること。 上記記載が、宇陀市公告第35号にあるが、奈良県内に営業所(宇陀市に対する競争入札参加資格を有する)がある場合も、参加資格は認められるという認識でよろしいでしょうか。(支店でなくても、契約権限があれば営業所でも問題ないと考えています。) | No.4の回答を参照ください。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------|-----|------|-----|--|---|
| 8 | プロポーザル実施要領 | 3 | (7) | — | 奈良県内に本店又は支店を有する者と記載がありますが、支店とは宇陀市に対する委任営業所の競争入札参加資格を有するものと捉えている認識で合っているでしょうか。 | No.4の回答を参照ください。 |
| 9 | プロポーザル実施要領 | 3 | (8) | — | 参加資格として建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」以外に建設業許可業者は可能でしょうか。また、可能な場合、当業務に関わる工事(橋梁補修工事等)がのちに発注された場合に入札参加制限が設けられる予定でしょうか。 | 前段については、建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」を有している者に限ります。なお、企業グループで参加する場合は、少なくとも代表企業が満たせばよいものとします。 後段については、本業務で発注者支援業務及び施工監理業務の対象となった橋梁の工事には、入札参加制限を設ける予定です。 |
| 10 | プロポーザル実施要領 | 3 | (9) | — | 実績として、②橋梁長寿命化修繕計画の策定業務とありますが、改訂業務も実績として認められますか？(おそらく、過去10年間において新規の策定業務はかなり限定されるように思われます。) | 計画の改訂や更新業務も認めます。 |
| 11 | プロポーザル実施要領 | 3 | (10) | — | 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注した又は、現在受注し業務を行っている実績を有するものであることとありますが、有する実績は、CM業務1件以上とPM業務もしくは事業促進PPPの1件以上の2種類の業務実績が必要との事でしょうか？若しくは、CM業務、PM業務、事業促進PPPのいずれか1種類の業務実績が必要とのことでしょうか？ | CM業務、PM業務、事業促進PPPのいずれか1種類の業務実績を満たしてください。 |
| 12 | プロポーザル実施要領 | 3 | (10) | — | (プロポーザル実施要領より抜粋)国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注し業務を行っている実績を有する者であること。 上記記載がプロポーザル実施要領にあるが、実績については以下が該当するか確認させてください。 ・国交省又は地方公共団体の現場技術業務(発注者支援業務) ・NEXCOの施工管理業務 | 記載の現場技術業務や施工管理業務は、CM業務、PM業務、事業促進PPPに該当しないため、実績として認められません。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------|-----|------|-----|---|---|
| 13 | プロポーザル実施要領 | 3 | (10) | — | (プロポーザル実施要領より抜粋) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したCM業務、PM業務又は事業促進PPPを元請けで受注し業務を行っている実績を有する者であること。 上記記載がプロポーザル実施要領にあるが、実績として認められるには、テクリス(キーワード又は概要等)に、PM業務又はCM業務又は事業促進PPPの文言が入っている必要があるのでしょうか。テクリスに記載がない場合は、別途成果品の抜粋(概要版、業務計画書、報告書等)を付ければ実績として認められるのでしょうか。 | テクリスや仕様書・契約書等から判断します。 プロポーザル実施要領 3.(10)に示す各業務の定義に該当することが読み取れる資料を添付してください。 |
| 14 | プロポーザル実施要領 | 6 | (2) | — | 第二次審査においてヒアリングが実施されますが、ヒアリングは評価点にどのように反映されるのでしょうか。(提案内容に関する確認でしょうか？ヒアリングに関する評価の点数が示されていないので、お尋ねします。) | ヒアリングは評価点に影響しません。 ヒアリングは、審査委員会が提案審査を行うにあたって、提案内容の理解を深め、質疑応答を行うことを目的に実施します。 |
| 15 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ① | ①企業の実績(橋梁・道路業務のマネジメント)(様式第7号)については、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 16 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ② | 本評価項目について、「構成企業のうち1者が①②③全てを有する」との記載がありますが、複数企業で参加する場合、各構成企業の実績を組み合わせると①②③を満たすことは可能でしょうか。それとも、いずれか1者が単独で全ての要件を満たす必要があるとの認識でよろしいでしょうか。 | 企業グループとして参加する場合は、各構成企業の実績を組み合わせることも可能です。 |
| 17 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ② | 実施体制(地域精通度)に係る実績について、企業グループで参加する場合、構成員のいずれか一者が当該実績を有していれば加点対象となる認識でよろしいでしょうか。 | No.16の回答を参照ください。 |
| 18 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ② | ②実施体制(地域精通度)(様式第7号)については、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。 | プロポーザル実施要領8.(1)②に記載のとおり、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績に限ります。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------|-----|-----|-----|--|--|
| 19 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ② | 企業、配置技術者の業務実績である『長寿命化修繕計画の策定業務』には、更新業務を含むと理解してよろしいでしょうか。 | No.10の回答を参照ください。 |
| 20 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ② | 業務実績証明資料についてテクリスで業務内容が判断できる場合、証明資料はテクリスの写しのみでよろしいでしょうか。 | テクリスの写しのみで実績を満たすことが判断できる場合は、テクリスの写しのみで問題ありません。 |
| 21 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ③ | 橋梁長寿命化修繕計画の策定業務で「橋梁管理の中長期計画を検証し、定期的な見直しを検討する業務」は当該業務の実績と認められるのでしょうか。 | 計画を策定又は更新を完了した業務であれば、実績として認めます。 |
| 22 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ③ | 「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した」との記載がありますが、第三セクターの発注による業務も実績として認められるのでしょうか。 | 第三セクターによる発注は認められません。 |
| 23 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ③ア | ③管理技術者の業務経歴(様式第8号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経歴」とありますが、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ③ア | ③管理技術者の業務経歴(様式第8号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経歴」とありますが、実績として認められるには、テクリス(キーワード又は概要等)に、PM業務又はCM業務又は事業促進PPPの文言が入っている必要があるのでしょうか。テクリスに記載がない場合は、別途成果品の抜粋(概要版、業務計画書、報告書等)を付ければ実績として認められるのでしょうか。 | No.13の回答を参照ください。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|------------|-----|-----|-----|--|--|
| 25 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ③ア | 「CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、業務履行期間がR6.4.16～R7.3.31のCM業務に担当技術者として従事した経験は認められるのでしょうか。 | R7.3.31に完了した業務であれば、実績として認めます。 |
| 26 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ③ア | 「CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、前段の「CM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した」に関しては従事した年数は不問でしょうか。こちらについても1年以上の従事期間が必要である場合、複数の業務の合計年数でも認められるのでしょうか。 | 前段に関しては従事期間に関する定めはありません。現在履行中の業務に関しては、プロポーザル実施要領の公表時点において1年以上従事した経験を有する者に限ります。 |
| 27 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ④ | 審査基準では業務責任者(計画更新、定期点検、補修設計、発注者支援、施工監理の各責任者)について「最も評価点が高い者1名を評価する」とされていますが、業務責任者の調書(様式第9号)は、配置する全ての業務責任者分を提出するのか、あるいは評価対象とする1名分のみでよいのでしょうか。 | 配置する全ての業務責任者について、様式第9号を提出してください。 |
| 28 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ④ | ④業務責任者の業務経験(様式第9号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、プロポーザル実施要領の公表日から起算して過去10年間の実績というような、期間の制限は無いという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------------|-----|-----|-----|--|---|
| 29 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ④ | ④業務責任者の業務経験(様式第9号)「アCM業務、PM業務又は事業促進PPPに、管理技術者又は担当技術者として従事した又はプロポーザル実施要領の公表日時点において1年以上従事している経験」とありますが、実績として認められるには、テクリス(キーワード又は概要等)に、PM業務又はCM業務又は事業促進PPPの文言が入っている必要があるのでしょうか。テクリスに記載がない場合は、別途成果品の抜粋(概要版、業務計画書、報告書等)を付ければ実績として認められるのでしょうか。 | No.13の回答を参照ください。 |
| 30 | プロポーザル実施要領 | 8 | (1) | ④ | 業務責任者の必須要件は、保有資格のみであり、業務実績は加点項目との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 31 | プロポーザル実施要領 | 8 | (3) | — | 評価の観点として「解決力」とありますが、解決力とは具体的にどのような観点で評価が行われるのでしょうか？ | 1市3村が解決すべき課題に対して有益な解決策が示されていた場合に評価します。 |
| 32 | プロポーザル実施要領 | 11 | — | — | 契約保証又は履行保証の有無についてご教示頂きたいです。 | 土木設計業務等委託契約書(案)第4条のとおり、業務委託料(総額)に対して、10分の1以上の契約保証が必要です。 |
| 33 | プロポーザル実施要領別紙1 | 1 | — | — | 本業務は道路メンテナンス事業補助(国庫補助金)の活用を予定しているため、交付申請及び交付決定の過程を経てから各年度の年度協定を締結し、各年度の業務委託料を決定するものとする。 上記記載が【別紙1】にありますが、2年目以降の契約では、設計業務委託等技術者単価、現場作業員等の単価、材料費や建設費などに関して、物価上昇(物価スライド)を考慮していただけるという認識でよろしいでしょうか。 | 著しい物価変動等が生じた場合において、国土交通省や奈良県より特例措置が通知された場合などには、第26条1項又は第56条に基づき協議を行います。 |

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」業務要求水準書に関する質問回答書

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|-----|-----|---|--|
| 1 | 業務要求水準書 | 1 | (3) | — | 業務要求水準書(1.総則／(3)対象施設の概要)には、補修設計業務:225橋との記載があるが、「【別紙2】補修設計業務 対象橋梁一覧」のとおり25橋が正と考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおり、25橋が正です。業務要求水準書を訂正します。 |
| 2 | 業務要求水準書 | 1 | (9) | — | 業務全体に関わる調整事項の窓口は宇陀市であるが、個別調整は各村の担当者と行うことになっています。複数の市村にまたがる共通仕様や方針を決定する際、最終的な決定権限(承認、合意形成プロセス)は宇陀市にありますか。もしくは各村の合意が都度必要になりますか。 | 最終的な判断は道路管理者である各市村の合意が必要です。 |
| 3 | 業務要求水準書 | 2 | (2) | — | 管理技術者に専任要件(他業務兼務不可)や常駐要件があればご教示頂きたいです。 | 専任や常駐の条件はありません。 |
| 4 | 業務要求水準書 | 2 | (3) | — | 管理技術者と業務責任者の兼務、および各業務の業務責任者や照査技術者の兼務が認められていますが、その場合の調書(様式第8号、第9号)の作成方法は、1枚にまとめて提出でしょうか。もしくは役割ごとに分けて作成でしょうか。 | 管理技術者と各業務の業務責任者を兼務する場合であっても、様式第8号、第9号はそれぞれご提出ください。ただし、第9号については、複数業務の業務責任者を兼任する場合、該当する項目に複数「○」をつけることで、まとめてご提出いただくことが可能です。 |
| 5 | 業務要求水準書 | 2 | (3) | — | 各業務の業務責任者と管理技術者の兼務は可能とする。とありますが、計画更新業務、橋梁定期点検業務、補修設計業務、発注者支援業務、施工監理業務(すべての業務)について管理技術者が業務責任者を兼務することは可能でしょうか？ | 管理技術者と各業務の業務責任者の兼務は可能です。ただし、計画更新業務・橋梁定期点検業務・補修設計業務の業務責任者と、発注者支援業務・施工監理業務の業務責任者は兼務不可です。 |
| 6 | 業務要求水準書 | 2 | (3) | — | 業務責任者と管理技術者の兼任は可能と記載がありますが、表1に記載の5業務(計画更新・橋梁定期点検・補修設計・発注者支援・施工監理)すべてと兼任可能という認識でよろしいでしょうか。 | No.5の回答を参照ください。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|------|-----|---|--|
| 7 | 業務要求水準書 | 2 | (3) | 表1 | 表1の備考に基づき、(a)計画更新・定期点検・補修設計の業務責任者は相互に兼務可、(b)上記3業務の照査技術者も相互に兼務可、(c)ただし業務責任者と照査技術者の兼務は不可、という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 8 | 業務要求水準書 | 2 | (8) | ー | 「会議の種類、目的、参加者、開催方法、頻度、実施時期等は業務受託者の提案によるものとし、1市3村と協議の上、決定する。」とありますが、開催方法についてはオンラインでの打合せも可能という認識でよろしいでしょうか。 | 必要に応じてオンラインでの実施も可能とします。 |
| 9 | 業務要求水準書 | 2 | (8) | ー | 打合せ回数について、3. 計画更新業務(年度毎計4回)、4. 橋梁定期点検業務(年度毎計4回)、5. 補修設計業務(計5回)、6. 発注者支援業務(年度毎計4回)、7. 施工監理業務(年度毎計4回)とあり、各業務、「定例会議と併せて実施することができる。」という記載があります。各業務もまとめて、打合せを実施できるという理解でよろしいでしょうか。 (例:3. 計画更新業務、4. 橋梁定期点検業務、5. 補修設計業務の3項目を合わせて打合せ実施等) | ご理解のとおりです。 |
| 10 | 業務要求水準書 | 2 | (10) | ー | 業務の効率化・コスト縮減化を目指して、業務全体における新技術の活用提案に努めること。 上記記載があるが、新技術の定義としては、国土交通省の発行している「点検支援技術性能カタログ(令和8年3月)」に登録されている技術という認識でよろしいでしょうか。もしくはNETISでの登録も必要という認識でしょうか。 | 「点検支援技術 性能カタログ(令和8年3月)」及び「新技術情報提供システム(NETIS)」に記載されている技術に限定するものではありません。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|-----|-----|--|---|
| 11 | 業務要求水準書 | 3 | (4) | — | 各市村が保有するシステムへのデータ入力とありますが、4市村がそれぞれ個別のシステムを保有しているということでしょうか？また、そのシステムとは、どのようなシステムでしょうか？（例えば、管内橋梁の点検結果、長寿命化修繕計画、補修補強結果などのデータを保管するシステムで、エクセルで作られたシステムなど、そういったシステムの概要をご教示頂きたいです。点検結果以外にも長寿命化システムもあるようですので、こちらのシステムの概要もお願いします。） | 前段について、各市村が奈良県橋梁マネジメントシステムを保有しています。 後段について、本システムは、奈良県が独自に開発したWEBシステムであり、橋梁の諸元、点検、補修、計画等に関する各種データを登録・保管することを主な目的としています。 |
| 12 | 業務要求水準書 | 3 | (4) | — | 3. 計画更新業務で「点検結果の内容に疑義が生じ、現地の再確認が必要となった場合については現地確認を行うものとする。」とありますが、再確認は基本契約内と考えてよいか、それとも協議のうえ変更対象となるかご教示頂きたいです。 | 原則として設計変更は想定していません。 |
| 13 | 業務要求水準書 | 3 | (4) | — | 「健全度の算出を行うものとする。」という記載があるが、この「健全度」という言葉は、奈良県道路橋定期点検要領(案)に示される「健全性」と同義語と考えてよいでしょうか。違うのであれば、「健全度」の定義をご教示頂きたいです。 | ご理解のとおり、本業務においては「健全度」と「健全性」は同義とします。 |
| 14 | 業務要求水準書 | 3 | (5) | — | データ分析と劣化予測式作成にあたり、既往計画で使用した等の理由により道路管理者が指定する使用ソフトまたはシステムはございますか。 | 指定するソフトやシステムはありません。 |
| 15 | 業務要求水準書 | 3 | (6) | — | 補修対策工の設定と概算工事費の算出にあたり、既往計画で使用した等の理由により道路管理者が指定する使用ソフトまたはシステムはございますか。 | 指定するソフトやシステムはありません。 |
| 16 | 業務要求水準書 | 3 | (7) | — | 計画更新にあたり、学識意見聴取を行う予定はありますか。 | 現時点では特に予定しておりません。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|--------|-----|--|---|
| 17 | 業務要求水準書 | 3 | (7) | — | 基本的な考え方として、本業務ではこれまで1市3村で計画策定されてきた橋梁長寿命化計画のロジックに沿ってデータ更新を行うと考えてよいでしょうか。既往ロジックの検証を行った上でロジック自体に修正が必要になった場合は別途設計変更と考えてよいでしょうか。 | 設計変更は想定していません。既往の橋梁長寿命化修繕計画に基づく考え方について修正が必要となる場合には、発注者と協議の上、対応してください。 |
| 18 | 業務要求水準書 | 3 | (9) | — | 各市町村が保有するシステムとは、県が運用するシステムのことでしょうか。また、受注者事業所でのシステム使用は可能でしょうか。 | 前段については、奈良県橋梁マネジメントシステムを指します。後段については、受注者の事業所において当該システムを利用することはできません。 |
| 19 | 業務要求水準書 | 3 | (9) | — | 各市町村が保有するシステムの概要やデータ登録方法が分かる資料の閲覧は可能でしょうか。 | システムの概要はNo.11の回答を参照ください。システムのマニュアルは選定された契約候補者に提示する予定です。 |
| 20 | 業務要求水準書 | 3 | (9) | — | 「検討結果を踏まえ、必要に応じて、各市町村が保有するシステムにデータ登録を行うものとする。」とあるが、データ登録が必要となった場合は、設計変更の対象となるでしょうか。 | 設計変更は想定していません。 |
| 21 | 業務要求水準書 | 4 | — | — | 災害等の緊急点検は、実施要領に示される委託費の上限額に含まれず、対応した場合は設計変更の対象となるでしょうか。 | 本業務では災害等の緊急点検は対象としていません。 |
| 22 | 業務要求水準書 | 4 | (2) | — | 「点検・診断の項目や詳細調査が追加となった場合には設計変更の対象とする」とあります。本業務には提案上限額が設定されており、設計変更による追加費用が発生した場合、上限額を超えて増額変更されますか。もしくは上限額の範囲内で他の業務数量を減らす等の調整になりますか。 | 発注者と協議の上で認められた場合は設計変更の対象とします。 |
| 23 | 業務要求水準書 | 4 | (2)(6) | — | 定期点検で「詳細な点検・診断の必要性」「試掘や非破壊検査」が必要となる場合の追加調査は想定が困難なため、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|-----|-----|---|--|
| 24 | 業務要求水準書 | 4 | (3) | イ | 部材番号図の作成及び修正に係る、作成実施橋梁、修正実施橋梁、修正対象面積をご教示ください。また、橋梁の種類(コンクリート橋、鋼橋)をご教示ください。 | 対象橋梁に関する各資料を過去に作成しています。また、現時点では修正が必要な箇所はありません。 |
| 25 | 業務要求水準書 | 4 | (6) | イ | 画像計測技術を活用した点検を必要と判断した場合、協議により契約変更の対象となりますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 業務要求水準書 | 4 | (6) | イ | ドローン等新技術適用時の飛行許可申請、地元調整、関係機関協議資料作成・協議参加は受託者が実施、基本契約内と考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 27 | 業務要求水準書 | 4 | (8) | ー | 各市町村が保有するシステムとは、県が運用するシステムのことでしょうか。また、受注者事業所でのシステム使用は可能でしょうか。 | No.18の回答を参照ください。 |
| 28 | 業務要求水準書 | 5 | (2) | ー | 「対象橋梁や補修項目の変更、詳細調査が追加となった場合には、設計変更の対象とする」とあります。本業務には提案上限額が設定されており、設計変更による追加費用が発生した場合、上限額を超えて増額変更されますか。もしくは上限額の範囲内で他の業務数量を減らす等の調整になりますか。 | 発注者と協議の上で認められた場合は設計変更の対象とします。 |
| 29 | 業務要求水準書 | 5 | (2) | ー | 「対象橋梁や補修項目の変更、詳細調査が追加となった場合には、設計変更の対象とする。」とあるが、詳細調査には、コンクリート試験、塗膜調査等も含まれるという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 業務要求水準書 | 5 | (3) | ア | 「既存資料以外にⅡ判定以上と区分された場合、その損傷に対する補修設計も本業務に含むものとする」とあります。現地調査で想定以上の損傷が多数発見された場合、全ての設計追加が当初契約の範囲内(受注者負担)となりますか。もしくは一定規模以上の追加は設計変更対象となりますか。 | 発注者と協議の上で認められた場合は設計変更の対象とします。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|------|-----|---|---|
| 31 | 業務要求水準書 | 5 | (6) | — | 塗膜剥離剤試験施工は、鋼橋塗装を行う全ての橋梁を対象として行う考えでしょうか。 | 塗装剥離剤試験施工を想定している対象橋梁については、13橋の中ではございません。追加で塗装剥離剤試験施工の必要性が生じ、発注者と協議の上で認められた場合は設計変更の対象とします。 |
| 32 | 業務要求水準書 | 5 | (6) | イ | 塗膜剥離剤試験施工は、補修対象の鋼橋(13橋)の実施を基本契約内と考えてよいか、それとも協議のうえ変更対象か、ご教示頂きたいです。 | No.31の回答を参照ください。 |
| 33 | 業務要求水準書 | 5 | (6) | イ | 補修設計業務(6)現地調査の末尾に「また必要であれば分析試験を実施し有害物質の調査を行う。」の記載あり。本年(R8年)年度末に処分が必要な低濃度PCB含有塗膜が結果として確認された場合、通常の報告をするという対応でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 34 | 業務要求水準書 | 5 | (9) | ケ | 補修設計業務(9)補修設計-伸縮装置補修設計に「構造部材の設計計算が必要となる鋼製フィンガージョイントへの取り換えを想定」の記載ありますが、対象橋梁の規模や構造によって、フィンガージョイントの選定とまらない場合があると考えますがその認識でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 35 | 業務要求水準書 | 5 | (10) | — | 「設計協議は、業務計画書提出時、中間打合せ時(調査計画書作成時、現地調査完了時、補修設計時)、成果品納入時の計5回行う」とあるが、年度毎に5回か、3カ年で5回か、どちらの認識でしょうか。 | 設計協議は年度毎に実施するものとします。 |
| 36 | 業務要求水準書 | 6 | — | — | 発注者支援業務の各項目の積算の考え方について、ご教示ください。 | 積算根拠の開示は予定しておりません。事業経費は提案上限額を基に設定してください。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|--------|-----|--|--|
| 37 | 業務要求水準書 | 6 | (4) | ウ | 工事発注のために作成することとされている「a.積算資料(基準書の写し等)」、「b.積算根拠資料(単価、歩掛等の資料)」の範囲についてご教示ください。設計書作成にあたり参照した基準書、単価資料の全ての写しを提出する必要があるのでしょうか。 | 前段、後段ともに、選定された契約候補者と、協議にて詳細な調整を予定しております。 |
| 38 | 業務要求水準書 | 6・7 | (4)(9) | －イ | 本業務の実施より前に補修設計が完了しているものについて、設計の見直しが必要となった場合、見直しの設計については変更契約の対象となるのでしょうか。 | 発注者と協議の上で、設計の大幅な変更が認められた場合は設計変更の対象とします。 |
| 39 | 業務要求水準書 | 6・7 | (9) | － | 発注者支援業務及び施工監理業務について、配置すべき人数や想定している人工はどの程度でしょうか。 | 積算根拠の開示は予定しておりません。事業経費は提案上限額を基に設定してください。 |
| 40 | 業務要求水準書 | 7 | － | － | 施工監理業務の各項目の積算の考え方について、ご教示ください。 | 積算根拠の開示は予定しておりません。事業経費は提案上限額を基に設定してください。 |
| 41 | 業務要求水準書 | 7 | (3) | － | 「緊急対応が必要な事象」とありますが、どのような事象を想定しているのでしょうか。 | 現場において設計との相違が確認され、工事が中断された場合や、異常気象等により現場確認が必要となった場合など、工事を円滑に進めるために早期の現場確認が求められる状況を想定しています。 |
| 42 | 業務要求水準書 | 7 | (3) | － | 施工について、夜間作業は想定されているのでしょうか。想定されている場合には、どの程度の頻度・時間が想定されるでしょうか。また、本業務にて夜間対応が発生した場合には、変更対象となる認識でよいのでしょうか。 | 前段については、現時点では想定しておりません。後段については、各市村の指示により夜間対応が発生した場合は、設計変更の対象とします。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-----|------|-----|--|--|
| 43 | 業務要求水準書 | 7 | (3) | — | 施工監理で求める「緊急時に2時間以内を目安に到着できる体制」は、提案時点ではどのような資料(拠点所在地、連絡体制図、当番体制等)で示せば充足と判断されるのでしょうか。 また、夜間休日も含む想定でしょうか。 | 前段については、提示いただいた資料をご提出いただければ問題ありません。提案者に委ねます。 後段については、夜間及び休日においても、速やかに連絡が取れる体制を求めています。 |
| 44 | 業務要求水準書 | 7 | (8) | — | 1市3村と工事請負者が実施する打合わせ、現場立会は1工事当たり何回程度を想定されているのでしょうか。 | 打合せや現場立会について、現時点で回数の規定はありません。業務を進める中で発注者及び工事請負者との調整の上、決定していく予定です。 |
| 45 | 業務要求水準書 | 7 | (16) | — | 関係機関への諸手続きについては、書類提出、受領も含まれるのでしょうか。 | 原則として書類の提出や受領は想定していません。ただし、状況に応じて対応を求める場合があります。 |
| 46 | 業務要求水準書 | 7 | (19) | — | 「施工監理業務の対象となる工事が本業務の履行期限内に完了しない場合は、1市3村と業務受託者による協議のもと、本業務の変更等により施工監理業務を継続することができるものとする」とあります。その場合は、期間延長に伴う人員配置等の追加費用について、設計変更(増額)として認められますか。 | ご理解のとおりです。 |

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|----------------|-----|-----|-----|---|---|
| 47 | 業務要求水準書 別紙1 | — | — | — | 橋梁定期点検の対象橋梁一覧において、各橋の橋梁種別を記載した一覧表を提示して頂くことは可能でしょうか。本業務の見積もり作成に際して必要となる事項と考えております。 | <p>宇陀市、曽爾村、御杖村、東吉野村に問い合わせの上、各市村にて点検調書を閲覧してください。 各市村の窓口は以下のとおりです。</p> <p>【宇陀市】 宇陀市役所建設部建設課 担当 花本 TEL 0745-82-5638</p> <p>【曽爾村】 曽爾村地域基盤整備課 担当 政木 TEL 0745-94-2105</p> <p>【御杖村】 御杖村産業建設課 担当 横川 TEL 0745-95-2001</p> <p>【東吉野村】 東吉野村地域振興課 担当 富本 TEL 0745-95-2001</p> |
| 48 | 業務要求水準書 別紙2 | — | — | — | 補修設計業務対象橋梁 25 橋の橋梁点検調書について開示(閲覧)は可能でしょうか | No.47の回答を参照ください。 |
| 49 | 業務要求水準書 別紙2 | — | — | — | 補修設計対象の橋梁一覧において、各橋で補修対象としている損傷及び詳細調査で考慮している内容(調査方法、個所数等)について明示した資料を提示して頂くことは可能でしょうか。見積もり作成や業務実施時の設計変更において必要な事項と考えております。 | 詳細な資料は選定された契約候補者に提示する予定です。 |

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」様式集に関する質問回答書

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|-------|---------|-----|-----|---|--|
| 1 | 申請様式集 | 様式第2号 | — | — | 「企業名」と「商号又は名称」は同じ意味だと思いますが、同じものを記載でよろしいでしょうか。また、㊟がないので押印は不要でよろしいでしょうか。 | 前段については、同じものを記載いただくか、どちらか一方の欄のみ記載いただくことで問題ありません。後段については、ご理解のとおりです。 |
| 2 | 申請様式集 | 様式第2号 | — | — | 参加表明書に記載する企業名は、契約を行う営業所名か、本社名のどちらを記載したらよろしいでしょうか。また、代表者名は、営業所長名か代表取締役社長のどちらを記載したらよろしいでしょうか。 | ご質問のケースの場合、前段については、契約を行う営業所名としてください。後段については、営業所長名としてください。 |
| 3 | 申請様式集 | 様式第4号 | — | — | 企業グループの構成員は、建設コンサルタント登録のある企業のみでしょうか。建設業の許可業者でも可能でしょうか。 | 企業グループの場合は、少なくとも代表企業は建設コンサルタント登録「鋼構造及びコンクリート部門」を有している者としてください。代表企業以外の構成員については、当該登録を有していない者も参加可能です。 |
| 4 | 申請様式集 | 様式第7号 | — | — | 業務実績調書の添付書類、実績を証明できる資料はTECRISの写しでもよろしいでしょうか。 | テクリスの写しのみで実績を満たすことが判断できる場合は、テクリスの写しで問題ありません。 |
| 5 | 申請様式集 | 様式第7号 | — | — | 実績を証明できる資料(契約書及び仕様書の写し等)とありますが、テクリスカルテの提出のみでも可能でしょうか。 | No.4の回答を参照ください。 |
| 6 | 申請様式集 | 様式第8、9号 | — | — | <いずれかの実績(記号欄にア～オの該当するものを記入すること)>とありますが、記号欄はどこにありますか。 | 業務名称の欄に、ア～オのいずれの実績に該当するのかが記入してください。 |
| 7 | 申請様式集 | 様式第10号 | — | — | 様式第10号に再委託先又は協力先を記載する欄がありますが、第1次審査書類締め切り時点で再委託先が決まっていない場合は具体的な企業名を記載しなくてもよいでしょうか。また、企業名の記載の有無で1次審査結果に影響はあるのでしょうか。 | 前段については、問題ございません。後段については、企業名の記載の有無は第1次審査結果に影響しません。 |
| 8 | 申請様式集 | 様式第10号 | — | — | 現地点検、現地調査時に交通規制を行う場合、交通誘導員の動員、規制機材や高所作業車等のレンタルは、再委託に含まれないと考えてよろしいでしょうか。(現時点で警備会社、レンタル会社名を特定するのは難しいため。) | ご理解のとおりです。 |

「地域インフラ群再生戦略マネジメント 宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村における橋梁の包括的民間委託」参考資料に関する質問回答書

| No | 資料名 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|------|-----|-----|---|--|
| 1 | 委託契約書 (案) | 第26条 | — | — | <p>本業務は契約期間が令和11年3月31日までと長期にわたりますが、昨今の物価上昇や労務単価の上昇等により、契約期間中に業務にかかる経費が大幅に変動する可能性があります。委託契約書(案)の第26条(業務委託料の変更方法等)において「業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める」との記載がございますが、本業務において物価上昇等に伴ういわゆる「インフレスライド条項」等の単価スライドの適用は想定されていますでしょうか。もし適用が想定されていない場合、物価変動等により経費が著しく増大した際、同条項に基づく業務委託料の増額変更の協議を行うことは可能でしょうか。</p> | <p>著しい物価変動等が生じた場合において、国土交通省や奈良県より特例措置が通知された場合などには、第26条1項又は第56条に基づき協議を行います。</p> |